

平成 24 年 7 月 30 日

国民の生活が第一

森 ゆうこ

1. 東京第五検察審査会に東京地検特捜部が提出した所謂「捏造捜査報告書」について  
6 月 27 日最高検察庁提出 「国会議員の資金管理団体に係る政治資金規正法違反事件の  
捜査活動に関する捜査及び調査等について」の内容如何

法務大臣・刑事局長

下記の質問は上記内容を問うために一部列記したものである。更問や報告書についての  
他の質問にも回答できるように準備されたい。

- 捜査報告書は全ての事件について作るのか
- 報告書の読み手とは誰か
- 今回の捜査報告書作成の目的は何だったのか
- 捜査報告書を東京第五検察審査会に提出したのは何故か
- 木村検事は何故「具体的に分かりやすく作成するよう」(p 4) 求めたのか
- 「記憶がごっちゃになった」という田代検事の説明を信用できるとする根拠は何か
- 田代検事は石川議員の発言が「勾留中と特段変わるところがないと理解していた」(p 9) と思われるのはなぜか。田代検事が取り調べ等でそう回答したのか。
- 斎藤報告書に下線が引いてある理由は何か
- 「木村匡良検事らが前記のような不適正な取り調べを指示したとは認められない。」(p 2~3) と判断した理由は何か
- 田代検事はなぜ石川議員が従前の供述の変更を求めたのに、維持させようとしたのか
- 「従前の供述維持の調書作成が可能であれば作成するよう指示したことにもあると思料される」(p 3) について、そのように思料した理由は何か。
- 報告書、2 の(1)のウについて、報告書の目的も分からぬまま適当に報告書を作るのか

## 2. 検察審査会について

- 陸山会事件、第二段階の審査に関して東京第五検察審査会から東京地検特捜部宛てに  
発出された検事の出頭要請文を提出されたい。 法務省・最高裁
- 東京第五検察審査会において 2010 年 9 月 14 日の「起訴議決」を行った検察審査員 11  
人の生年月日を開示されたい。 最高裁